

学校給食費給付金の対象者を拡大します

日田市では、アレルギーのために給食を停止してお弁当を持参している家庭などを対象に、給食費相当額の「学校給食費給付金」を支給しています。この度、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」が示されたことに伴い、令和8年度から給付金の対象者を拡大します。詳細は、学校給食課管理係(☎235185)までお問い合わせください。

市ホームページはこちら▶



新たに給付金の対象になる人

令和8年4月以降に、やむを得ない事情のために、1か月以上給食を停止している小・中学生

やむを得ない事情とは、次のいずれかに該当する場合となります。

- ・在籍する学校に登校していない
(午前・午後のみ登校し、給食を食べない場合を含みます)
- ・宗教上の配慮が必要
- ・アレルギー以外の疾患(長期入院や自宅療養など)等

※ 停止期間が1か月に満たない場合は、対象となりませんのでご了承ください。

給付金の計算方法

- ・小学生: 給食提供日のうち、給食を停止した日数 × 330 円
- ・中学生: 給食提供日のうち、給食を停止した日数 × 375 円

申請から給付までの流れ

① 申請手続

② 決定通知

③ 請求の案内文書

④ 給付金の請求

⑤ 給付金の支給

① 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

- ・電子申請(右記二次元コード)
- ・書面による申請

※ 書面による申請の場合は、市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記の窓口又は学校に提出してください。



④ 請求方法

申請いただいた人に10月上旬と3月下旬に③案内文書を送付しますので、案内の内容に沿って請求をお願いします。